

[平成30年 第2回定例会]-[06月27日-08号]-P. 526

◆50番(織田勝久) 私は、事前の通告の順番をちょっと変えます。1番、3番、2番、5番と、4番は要望とさせていただきます。1、3、2、5の順番でいきます。

まず、介護保険制度の運用と特に介護予防のあり方について伺いたいと思います。平成29年の改正により、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の推進が示され、介護保険事業計画に、介護予防、重度化防止等の取り組み内容と目標を記載、財政的なインセンティブ付与の規定が整備をされたわけであり、4月には介護報酬が改定されましたけれども、10月には予防報酬の改定が予定されているということも仄聞するところです。改めて言うことでもございませんけれども、そもそも介護保険制度には、介護サービス事業所の努力により要介護度の改善が図られると報酬が下がる、そのような制度上の課題があるわけであり、要介護度の改善を図るプロジェクトというものも始まったわけであり、これについては一定理解はいたしますけれども、その一方で、高齢者の要介護状態の発生をできる限り防ぐこと、そして、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すことと定義をされております介護予防の取り組みも大変重要だと考えるところであります。何よりも本人の自立を促すものであり、介護費と医療費の抑制に大きく寄与できると考えるからであります。

そこで何点か伺いたいと思うんですが、この4月に国の要綱に基づいて、ヘルパーサービス・デイサービスをご利用の要支援・事業対象者の方々へのアンケート調査が行われました。電話とインターネットによる回答を求めるものですが、ディスプレイをお願いします。ちょっと小さくて恐縮です。質問項目が下のほうに1、2、3、4、5と載っているんですが、質問1は、現在の健康状態はいかがですかと。「非常によい」「よい」「余りよくない」「よくない」。質問2が、サービス利用前と比べて健康状態はどうなりましたかと。「非常によくなった」「よくなった」「変わらない」「悪くなった」、それを選ばうんですね。3、4、5については、市が付加したということですが、今のサービスに満足していますか、今後も同じサービスを利用したいと思いませんか、そういうのが続くわけであり、1番目、2番目、今申し上げた、現在の健康状態はいかがですか、サービス利用前と比べて健康状態はどうなりましたか、この2点が国の要綱に基づいてのアンケート内容になります。このアンケートの内容は、主観的健康感、主観的健康感の変化というふうに要綱にもうたっておりますから、このアンケートのやり方が間違っているとはならないわけであり、しかし、実際問題、現在の健康状態はいかがですか、サービス利用前と比べて健康状態はどうなりましたかということ聞いて、それが具体的にどのように介護サービスにつながるのか、介護予防につながるのかということが全くわからないという思いがあるわけです。

それで、さらに本来、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーを対象にヒアリングすべき内容とも思いますが、この方たちも対象になっていないわけであり、どのようなサービスを一体いつまで受けて、何がどう改善されたのかがわからない、アウトカム指標もないという、全く根拠のない主観を求めるアンケートで、これは国の要綱ということですからいたし方ないとは思いますが、そこに付加する部分については、いろんな工夫というものが川崎市としてもできるのではないかと考えるわけであり、このア

ンケート調査の対象者が、要支援と地域包括支援センターのチェックリストの事業対象者ということで9,076人ですが、アンケートの回答が合計して約700弱ということで、アンケートの回収率自体もわずか7.53%。ですから、大変恐縮ですが何のためにやったアンケートかよくわからないという思いもあるわけなんです。そこで、より実態を把握するという含めて、国の要綱に逆らうことはできないにしても、川崎市としての工夫、今回のアンケート調査結果を見て、次回にアンケート調査を行う場合に検討すべき課題や改善点があれば、健康福祉局長に伺っておきます。

◎健康福祉局長（北篤彦） アンケート調査についての御質問でございますが、今回のアンケートの実施に当たりましては、今回のアンケートの状況を踏まえ、周知方法や回収方法等の工夫などにより回収率の向上を図るとともに、総合事業のよりの確な実態把握に向けて、質問内容等を十分に精査してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 精査をすると御答弁いただきましたので、ちょっと期待をしていきたいと思っています。それで次に、介護予防について関連して、第6期計画——かわさきいきいき長寿プランの介護予防事業における成果についても、残念ながら追跡調査は行っていないということでもあります。成果の評価に当たっての客観的な指標もない状態です。ちなみに事業費は、平成27年度分だけ見ても約2億7,000万円、これは市が12.5%負担しておりますから、市負担分だけでも約3,400万円となるわけです。例えば、いこい元気広場事業など継続している事業には、ぜひ追跡調査やアウトカム指標の設定などができないのかと思うわけです。そこで追跡調査をしていないという介護予防であります。今後、介護予防には何らかのフォローアップが必要と考えます。健康福祉局長に見解をいただきます。

◎健康福祉局長（北篤彦） 介護予防のフォローアップについての御質問でございますが、現在実施している一般介護予防事業の一つであるいこい元気広場事業におきましては、今年度から修了1カ月程度経過後に、事業の目的の一つである、自身での介護予防活動の継続の状況などについて、参加修了者への聞き取りを実施しているところでございます。今年度の聞き取り結果も踏まえて、次年度以降のフォローアップ方法について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 多少の改善ということでもありますけれども、ただ、利用者に1カ月後に電話をかけて、どうなりましたかという問い合わせをされるということでもありますから、その方たちの生活改善にしっかりつながっているかどうか把握できる形の工夫をとりあえずしていただければと思います。次に、第6期計画——かわさきいきいき長寿プランにおける要支援者対象の機能訓練加算について、その目的と請求事業所数について3年間の推移を伺います。事業所は予防通所介護と総合事業の通所型サービスの総計を伺います。

◎健康福祉局長（北篤彦） 要支援対象者の機能訓練加算についての御質問でございますが、機能訓練加算、いわゆる運動器機能向上加算については、利用者の運動器の機能向上

を目的として、個別的に実施される機能訓練を評価する加算でございまして、市内の3年間の請求事業所数は、平成27年度157カ所、平成28年度159カ所、平成29年度172カ所でございます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） ただいま答弁をいただきましたけれども、運動器機能向上といいますが、個別の利用者の運動器の機能ということではなくて、これは体制加算であります。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の配置がなされれば自動的に加算されるということですから、利用者の運動器機能等の改善につながったかどうかということがわからない、そのような体制加算であります。引き続きまして、次に、同じく事業所評価加算の実績について伺っておきます。機能訓練加算対象事業所数と事業所評価加算対象事業所数に大きな乖離があるわけですが、この理由についても伺っておきます。

◎健康福祉局長（北篤彦） 事業所評価加算の実績についての御質問でございますが、平成29年度における請求件数につきましては、延べ9,851件となっております。当該加算の請求を行っている市内事業所は、平成27年度20カ所、平成28年度20カ所、平成29年度23カ所となっております。平成29年度の実績と比較いたしますと、運動器機能向上加算は172事業所が算定しているのに対し、事業所評価加算は23事業所となっております。運動器機能向上加算は事業所の体制を評価する加算であるのに対し、事業所評価加算はアウトカム評価に基づき加算を算定することから、算定事業所数が異なっているものでございます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） ディスプレーをお願いします。これは機能訓練加算——運動器機能向上加算です。黄色いところが事業所だけ。対象者もいるんですが、とりあえず事業所ということで見ただけだと思います。平成29年度、172という数字をちょっと御記憶いただきたい。これが事業所評価加算の実績。これは、あくまでも機能訓練加算を受けた事業所が改めて事業所評価加算もエントリーできるという仕組みになっておりまして、今度は20ということ。ちなみに川崎市内の事業所が312ありますから、そもそも体制加算と、要は参加する人をふやすというだけありますから、それほど事業所にとっては難しいとは思いますが、機能訓練加算についても20事業所、さらに、今答弁いただきましたが、一応のアウトカム指標が入った途端、大きく減少していくということ。ちなみに、平成29年度ですと23カ所ということですから、機能訓練加算に参加した事業所のうちの約13%となります。平成27年度、平成28年度、平成29年度を見ても、13%、12%、13%ということ。このアウトカム指標も、一応一定の維持改善という指標にはなっておりますけれども、どの程度厳密に利用者の方たちの機能訓練等が行われていたかということも、実はちょっとわかりにくいという問題もあるかと思いますが、一応のアウトカム指標が入っただけでもこれだけ大きく数値が減るという気がします。これが一つの問題なのかなという気がするんです。続きまして、次に、通所型サービスに入浴サービスがある理由について伺っておきます。また、市内で介護予防に特化した事業所があれば、幾つあるのかについても伺っておきます。

◎健康福祉局長（北篤彦） 通所型サービスの入浴サービスについての御質問でございますが、本市総合事業の実施に当たりましては、事業者との意見交換やアンケート調査を行い、事業の構築を行ったところでございます。入浴サービスは、従来の介護予防通所介護においては、清潔保持ができないことにより、生活機能の低下等につながるおそれがある要支援者にとってニーズがあったことから、サービス提供を行っていたものでございまして、本市総合事業の通所型サービスにおいても継続して実施することといたしました。また、介護予防に特化した事業所数については、平成30年6月時点で4事業所となっております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） どうして入浴サービスということをあえて聞いたかといいますと、これはあくまでも介護予防であります。予防でありますから、むしろ本来であれば、風呂おけに入れる、お風呂をまたぐ訓練をすればいいのであって、そこでお風呂に入れてしまうというのは本来どうなのかという基本的な問題意識があります。もっと乱暴な言い方をすれば、機能訓練がしっかり行われていないんじゃないかと。お風呂に入れてあげますというのは、要介護の方たちであれば必要です。特に要介護3・4・5の方たちであれば、お風呂に入れてさしあげるといのはどうしても必要だと思えますが、普通に歩ける訓練をしなければいけない人たちに対して、何でわざわざお風呂に入れなければいけないのか。これは地域支援事業でありますから、市の判断でできる事業でありますから、そういうことの見直しも一つ含めて、実質的に機能訓練というものが行われているのかどうか、また、行われるようなメニューというものをしっかりつくっていただけるといいのかなと。そういう意味で象徴的に問題提起をさせていただきました。

それから、介護予防に特化した事業所が4つあるとお聞きしましたけれども、この4つの事業所というのは基本的には予防報酬。予防報酬は、御案内のとおり介護報酬よりもはるかに低い点数ですから、その予防報酬だけで経営をしているということですよ。ですから、俗に言うところの事業の営業に特化するとか、もっと品の悪い言い方をすれば、金もうけに特化するということとは対極にある事業所なわけですよ。ですから、そういう事業所も、逆にしっかりともう一度、市としても運用の実態みたいなものを調査していただけるといいのかなと思います。ぜひお願いしておきたいと思えます。そういう意味でいきますと、事業者だけではなくて、ケアマネージャーを含めた、これは仮称でありますけれども、予防特化加算というような考え方でどうか、要支援や要介護の改善が図られた場合の介護予防事業者の適正な評価の指標であるとか、そういうものもぜひ考えていただけるといいのかなと。アウトカム指標とあわせて、介護予防のあり方についても引き続きしっかり御検討いただきたいと思いますけれども、また、議会のほうでもしっかり質疑をさせていただきたいと思えます。

次に参ります。3番目です。特別支援教育と医療的ケアが必要な児童に対する対応についてお伺いをしてまいります。現在、県立養護学校小学部に籍を置いている医療的ケアが必要な宮前区在住の小学校1年生の男子児童について、保護者は一貫して地元の学校の特別支援級に通わせたいとの希望を持ってきたにもかかわらず、当県立特別支援学校籍となった経過と理由、さらに、居住地交流校との交流の充実のあり方について、何点か教育長に伺いたいと思えます。3月19日に、神奈川県教育委員会教育長から本市教育委員会教育

長へ、就学に係る助言についてという通知が発せられたわけでありまして。ディスプレイをお願いします。これです。ちょっと小さいですね。部分を拡大します。ポイントは、こういうことなんです。川崎市教育委員会では、県立特別支援学校適と判断したことについて、県教育委員会としては、合意形成に至る以前の十分な情報提供や、本人、保護者の意見を最大限尊重するなど総合的な観点から判断するための手続について不足があったと考え、まず、1、市教育委員会は、本児の就学に係る情報について、保護者が確実に理解できるよう説明をしてください、2、保護者に対し、就学を希望する小学校での教育相談を実施し、小学校校長が実情の説明を保護者に行ってください、3、保護者から主治医等の意見書の提出を求めてください、4、これらを踏まえ、県教育委員会を介し話し合いの場を設けてくださいとなっているわけでありまして。これを受けまして、3月23日、保護者――これは両親です――あと県教育委員会、市教育委員会の3者での、県を介しての保護者説明会が開催されました。当日の摘録を見ますと、県の担当者が最後に、市でしっかり決めていただくということで、きょうはこれまでとするということの発言で、この説明会は終了となっております。

そこで伺いますが、3月23日に説明会をやったわけでありましてけれども、これ以降、3月26日に、本市教育委員会が就学の最終決定に至るまでの間、保護者には何の相談も報告もなかったと仄聞しているわけでありまして、この3月23日から26日までの4日間、本市教育委員会は、一体どのように保護者との合意形成を図るための努力をしたのか、これは具体的に伺っておきます。さらに、主治医の診断結果をなぜ聞かなかったのか、あわせて教育長に伺います。

◎教育長（渡邊直美） 医療的ケアが必要な児童に対する対応についての御質問でございますが、本件につきましては、本年1月、医師、学識経験者などの専門的知見を有する者等で構成される川崎市教育支援会議から、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人、保護者の意見、教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた助言を受け、本市教育委員会として総合的な観点から、最も安全で教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる学びの場として、特別支援学校適と判断し、県教育委員会にお伝えしたところでございます。これに対して県教育委員会からは、3月19日付で、保護者及び本市教育委員会に宛て、川崎市教育委員会は、本児の就学に係る情報について、保護者が確実に理解できるよう説明していただきなどの助言を受けましたので、3月23日に県教育委員会を介する場で、保護者へ就学先の判断の理由等について改めて説明を行ったところでございます。この場においても保護者の合意を得ることができなかつたところでございますが、週明けの26日には、神奈川県教育支援委員会専門委員会で最終的に就学先を決定するための審議がされることから、改めて川崎市の判断につきまして、23日中に県教育委員会に伝えたとところでございます。次に、就学に当たって主治医等の意見書の提出を保護者に求めることにつきましては、本市においては、就学相談の際に提出していただいている就学相談申込票の中で、本児の診断名等を確認しているほか、就学相談時に、保護者、本人の意向や、本人の障害の状況等を確認しており、特に求める必要はないと考えていたところでございます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 丁寧に御答弁をいただきました。事前のやりとりの中で、教育長が市の立場もしっかりと説明をしたいということで今の答弁をいただきましたけれども、私は個人的に納得できていない部分もかなりあります。結論的に言いますと、23日から26日の間、具体的には24日、25日に何もやっていないんですよ。県からこういう指導をいただくこと自体が恥ずかしいと思いますけれども、その指導を受けても何もやっていない。しかも、その指導の中のポイントは、主治医の所見をしっかり聞けということじゃないですか。それも全然やっていない。それで結局、見切り発車をやってしまったということですよ。これについては、市の決め方自体に問題があるということは、課題はあるにしても、それ自体はもちろん否定はいたしません。川崎市の教育委員会の考え方があるということは尊重いたしますけれども、いずれにしてもこれは説明責任が果たされていないんじゃないですか。私はそれを強く申し上げさせていただきます。次に参りますが、最低限、居住地交流校との週1日の全日の交流の要望が両親から出されているわけでありまして、当県立養護学校では、交流や個別指導のため、非常勤職員を10時間配置し、支援体制を整えていると仄聞しています。それにもかかわらず、すぐに実現できないのはなぜか伺います。さらに、保護者が交流先の学校として希望し、事実上の交流を受け入れている小学校が週1時間しか交流を受け入れているのはなぜか。また、これは交流に否定的だと理解してよいのか。次に、どのようにしたら交流時間をふやすことができるのか、この小学校と直ちに協議すべきと考えます。見解を伺います。さらに、この居住地交流について、個別の教育支援計画もいまだ整備がされていない状況です。いつつくる予定なのか、また、居住地交流校をいつこの学校に指定するのか教育長に伺います。

◎教育長（渡邊直美） 居住地交流についての御質問でございますが、特別支援学校が地域の小中学校において行う居住地交流につきましては、原籍校が本人、保護者の意見を聞きながら、交流の目標や手だて、その内容等を検討し交流計画を策定した後に、交流相手校と調整を図った上で実施する必要がございます。その際、子どもの障害の状況や必要な支援、原籍校の学習内容、医療的な情報、緊急時の対応、両校の役割分担など、必要な情報が両校で共有され、安全に交流及び共同学習を実施するための確認が行われる必要がございます。本件につきましては、保護者の強い希望を伺っておりましたので、必要な情報共有や安全の確認等が十分にできているとは言えない状況のまま、地域の小学校が週1回1時間の交流の受け入れを暫定的に実施いたしました。教育委員会といたしましては、この状態のままで交流を継続していくことは課題があるものと考えているところでございます。今後、必要な情報共有が行われ、どのような教育効果が期待されるかを明らかにしながら、居住地交流の内容やどのくらいの回数、時間が適しているかなどについて、適切な交流計画が策定されるとともに、特別支援学校が作成している個別の教育支援計画に適切に反映されるよう、県教育委員会とも連携し、居住地交流を行う学校の支援に努めてまいります。以上でございます。

◆50番（織田勝久） またこれも教育長から丁寧に御答弁いただきましたが、多分そのとおりなんだろうと思います。ただ、これをいまだにできていないということが問題なんじゃないでしょうか。これはもう今年の7月から、既にこの子どもがどこの学校に行くかと

いうことの議論はされているわけで、しかも、最後の最後の時期で、県からの指導もあって、3月23日にそのような会議が開かれたと。それで、端的に言えば、きのう教育の担当者ともお話をしましたけれども、いまだに、本籍のある県立養護学校で個別の教育支援計画ができていのかどうかの確認もしていませんと、きのうの時点で言うんだから。私が質問しますよということは、もう2週間前から言っているんだから。それでもそんな状況なんですから、今、教育長が言ってくださったことは、そのとおりにやっていただけると本当に素晴らしい制度設計になるんだと思いますので、すぐにやっていただきたい、すぐに確認していただきたい、それを強く申し上げておきたいと思います。それで、特別支援学校や特別支援学級に在籍している障害のある児童生徒は、日々の授業等で、その障害に応じた教育を受けているが、一方では、障害のない児童生徒との交流や地域とのつながりが希薄になる懸念があるわけであります。また、障害のない児童生徒にとっても、障害のある児童生徒と一緒に学ぶ機会を得ることで、障害に対する理解や心のバリアフリーを育む絶好の機会となると今言われているわけであります。そこで、川崎市は、原則として副次的な学籍を導入していないと聞いておりますけれども、特別支援学校籍の本児童を、支援籍制度を活用することで、居住地交流校との交流をより充実させることは検討できないのか、教育長に伺います。

◎教育長（渡邊直美） 副次的な学籍についての御質問でございますが、特別支援学校に在籍する児童生徒に対する必要な教育的支援を、居住地の小中学校においても円滑に行うため、本来の学籍のほかに、居住地の小中学校にも副次的に学籍を置くことがございます。第2期川崎市特別支援教育推進計画におきましては、特別支援学校における交流及び共同学習の推進を図るため、副次的な学籍のあり方について検討することとしており、中央支援学校小学部分教室及び田島支援学校小学部分教室に在籍する児童に対しまして、同敷地の小学校に交流籍として副次的な学籍を設置しているところでございます。今後は、このような実践と検証を踏まえ、全ての特別支援学校の交流籍のあり方について検討していくこととしておりますので、本件につきましては、保護者から副次的な学籍を持ちたいとの申し出がございましたら、対応につきまして、あわせて前向きに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 前向きに検討するということでございますから、早急に対応していただきたい。とにかくしっかりと説明責任を果たしていただきたい。私が申し上げているのは、市の教育委員会の考え方があって、それを否定しているわけでも何でもないんですが、少なくとも相手に納得はできなくても理解させる努力をしっかりとさせていただきたいんです。やっぱり子どもさんが生まれたときから、保護者は一生懸命その子どもを慈しみ、育てるわけでありますから、日常的なストレスは私は大変だと思うんです。同じ学年の子どもたちが学校で遊んでいる姿を見れば、そこで子どもと一緒に通わせたいと思うのは親の人情だと思います。その部分にしっかりと寄り添う教育委員会の対応というの、しっかりとさせていただきたい。説明責任をしっかりと果たして、また交流のあり方について早急に結論を出していただきたい。これは強く要望を申し上げておきます。

時間がなくなってきましたので、建設緑政局長、交通局長、申しわけありません。せつ

かく答弁を調整していただいたんですが、また改めてやらせていただきます。また、環境局長も、改めてやらせていただきます。

最後に1点だけ、精神障害の皆さんの施策についての要望、ニーズだけ言わせていただいて終わりにしたいと思います。さきに精神障害者の家庭内での暴力の問題を取り上げました。これにつきましては、暴力発生時には、家族向けレスパイトとしての避難場所の確保と、家族が自宅不在中に訪問して本人を支援してくれるアウトリーチサービスの両方がそろうことが本来望ましい、そういうことを検討ができないかお願いしてきたわけであり、過日、横浜市や所沢市の先行事例も改めて私も勉強してきましたけれども、今、健康福祉局も、これら先行事例の把握や家族会等からの意見聴取を進めているということですから、今回は質問はしないで推移を見守るというふうにいたしますけれども、次回はその成果も含めてしっかりと質問をさせていただきたいと思います。しっかりとした対応方針を確立していただくように強く意見要望を申し上げて、私の質問を終わります。